事　　務　　連　　絡
令和２年（２０２０年）４月１７日

２，３年生の各保護者の皆様

草津高等学校　事務室

家計急変世帯への授業料支援制度に関する周知

家計急変世帯への授業料支援制度について、以下にまとめます。ご自身のご家庭が制度の対象となるかどうかのご確認をいただき、対象の可能性がある場合は事務室にお問い合わせください。

【家計急変世帯への授業料支援制度について】

１．趣旨

保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、授業料を減免する。

２．対象となる者

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が 50 万 7,000 円以上であるため、就学支援金（学び直し支援金を含む）を受けていない者で、家計急変（保護者等の失職、倒産等）により、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（見込額）の合計が、85,500 円未満に減少した者。

≪自分は該当者？簡易チェック≫

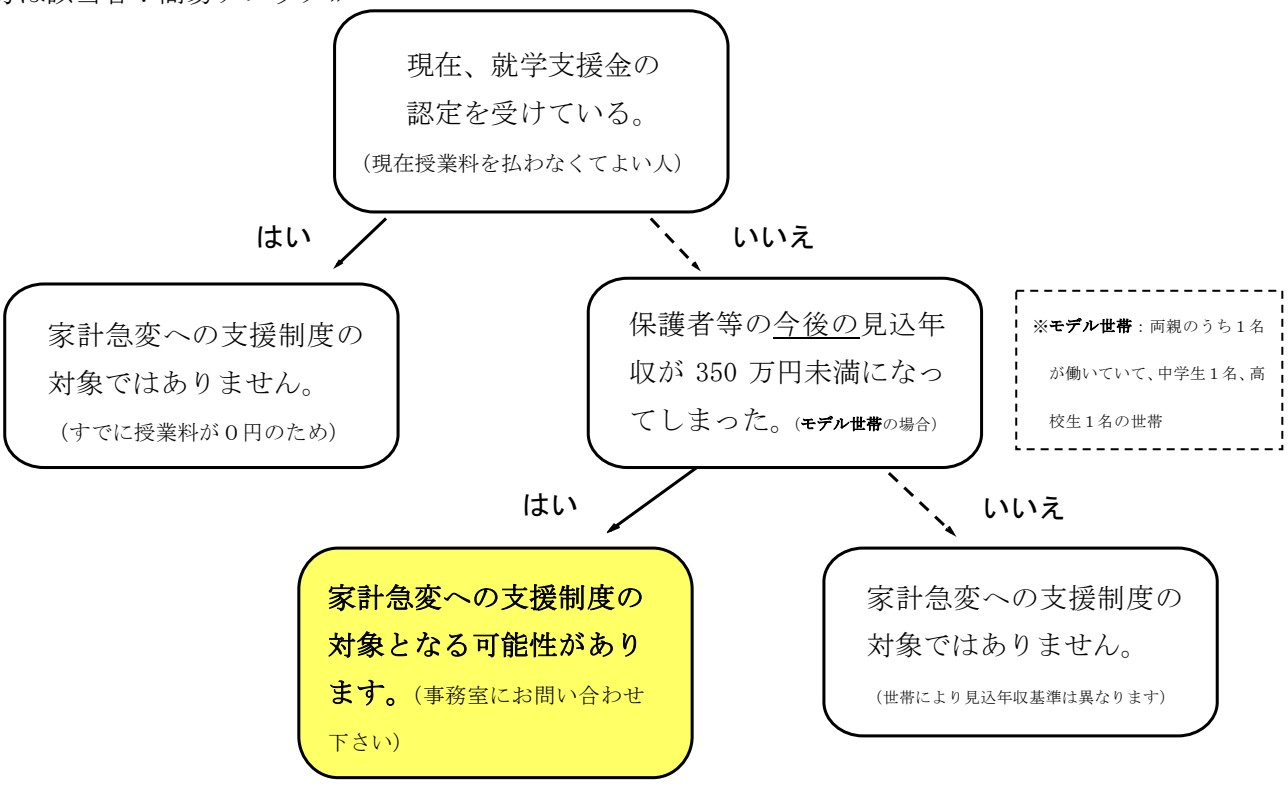

事　　務　　連　　絡
令和２年（２０２０年）４月１７日

１年生の各保護者の皆様

草津高等学校　事務室

家計急変世帯への授業料支援制度に関する周知

家計急変世帯への授業料支援制度について、以下にまとめます。ご自身のご家庭が制度の対象となるかどうかのご確認をいただき、対象の可能性がある場合は事務室にお問い合わせください。

【家計急変世帯への授業料支援制度について】

１．趣旨

保護者等の失職、倒産などの家計急変により収入が激減した世帯に対し、就学支援金の支給額に反映されるまでの間、授業料を減免する。

２．対象となる者

保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額の合計が 50 万 7,000 円以上であるため、就学支援金（学び直し支援金を含む）を受けていない者で、家計急変（保護者等の失職、倒産等）により、保護者等の道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額（見込額）の合計が、85,500 円未満に減少した者。
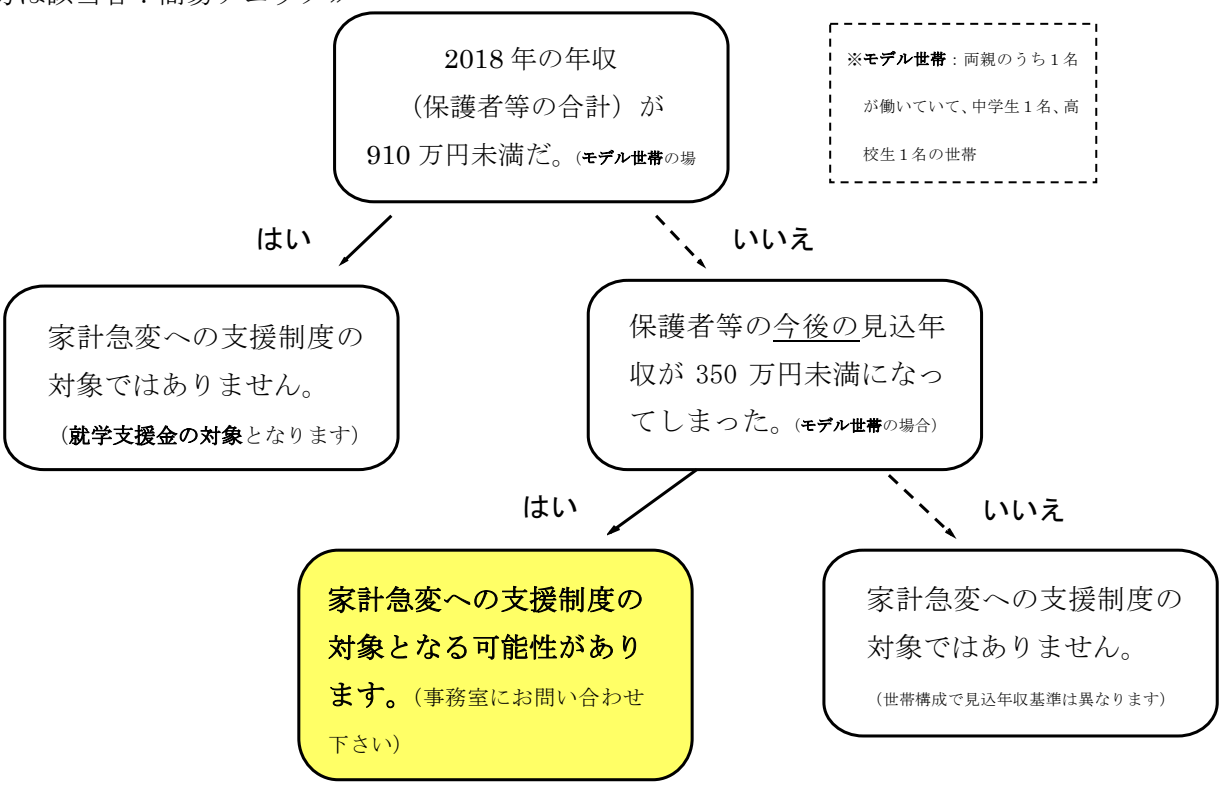
≪自分は該当者？簡易チェック≫